

地域計画策定に係る説明会(北部地区)

日時:令和6年11月19日(火)

18:00~

場所:西郷村文化センター 大研修室

次 第

1. 開会

2. あいさつ

3. 内容

(1) 地域計画(素案)について ……資料 1

計画区域設定及び目標地図素案並びにスケジュール

(2) 令和7年4月以降の農地の貸借について ……資料2

4. 閉会

地域計画(素案)について

1.これまでの経緯

これまで、当村では「西郷地区人・農地プラン」を作成・実行してきました。「人・農地プラン」とは、地域における将来的な農地利用の在り方を描いていくもので、持続可能な農業の実現に向けて、認定農業者等を地域農業を牽引する中心的経営体として位置づけ、農地中間管理事業の円滑な推進を図るための手段として、平成 24年に開始されました。

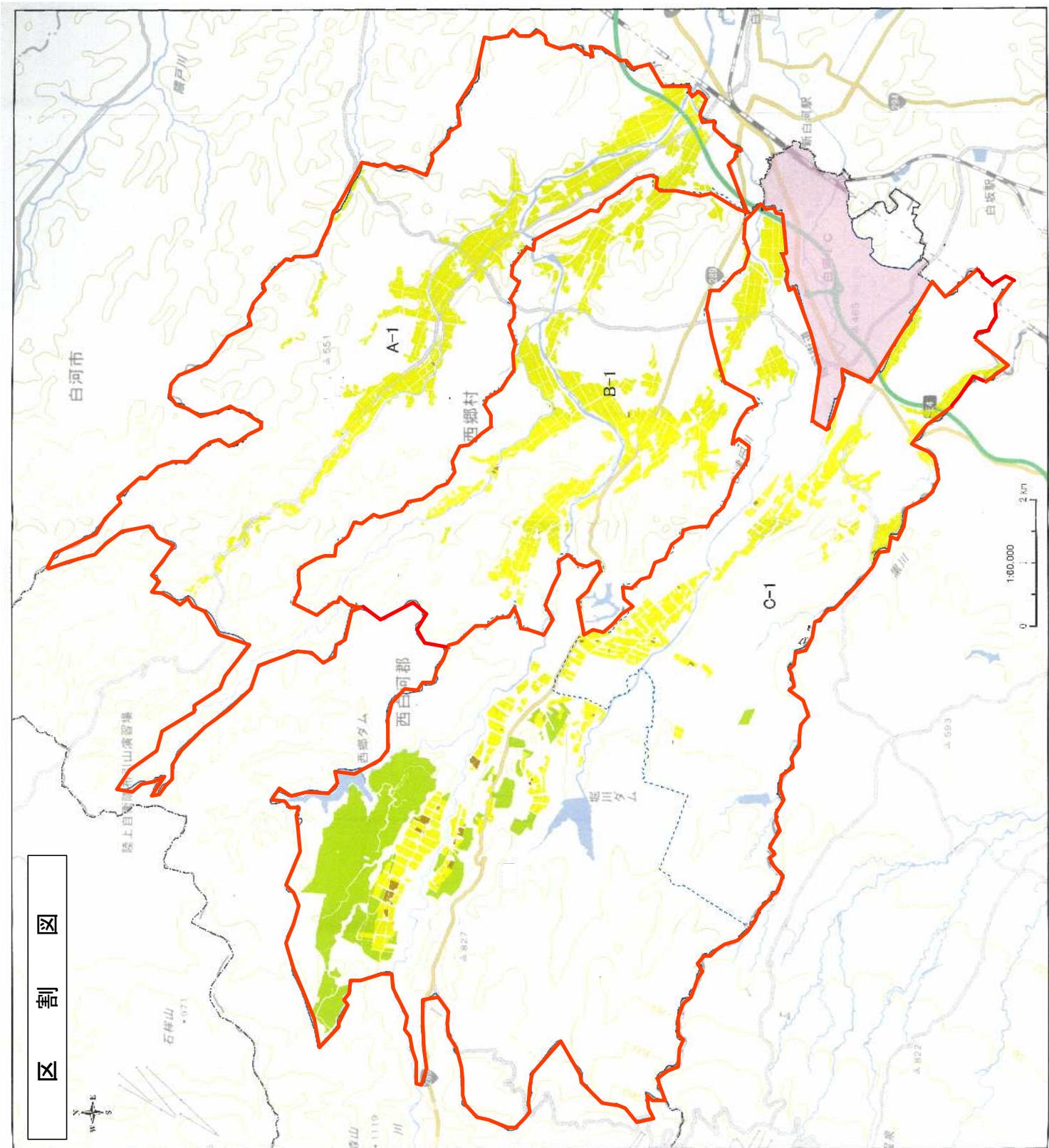
今後、地域農業は高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されます。このため「人・農地プラン」を法定化し、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」へと移行し、それを実現すべく、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めていくことになります。「地域計画」ではこの「人・農地プラン」を土台に、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、これを地図に表示する「目標地図」を作成することになります。農業経営基盤強化促進法等の改正法が令和5年4月1日に施行され、「地域計画」については令和7年3月末までに策定することとされています。

2.地域計画(素案)について

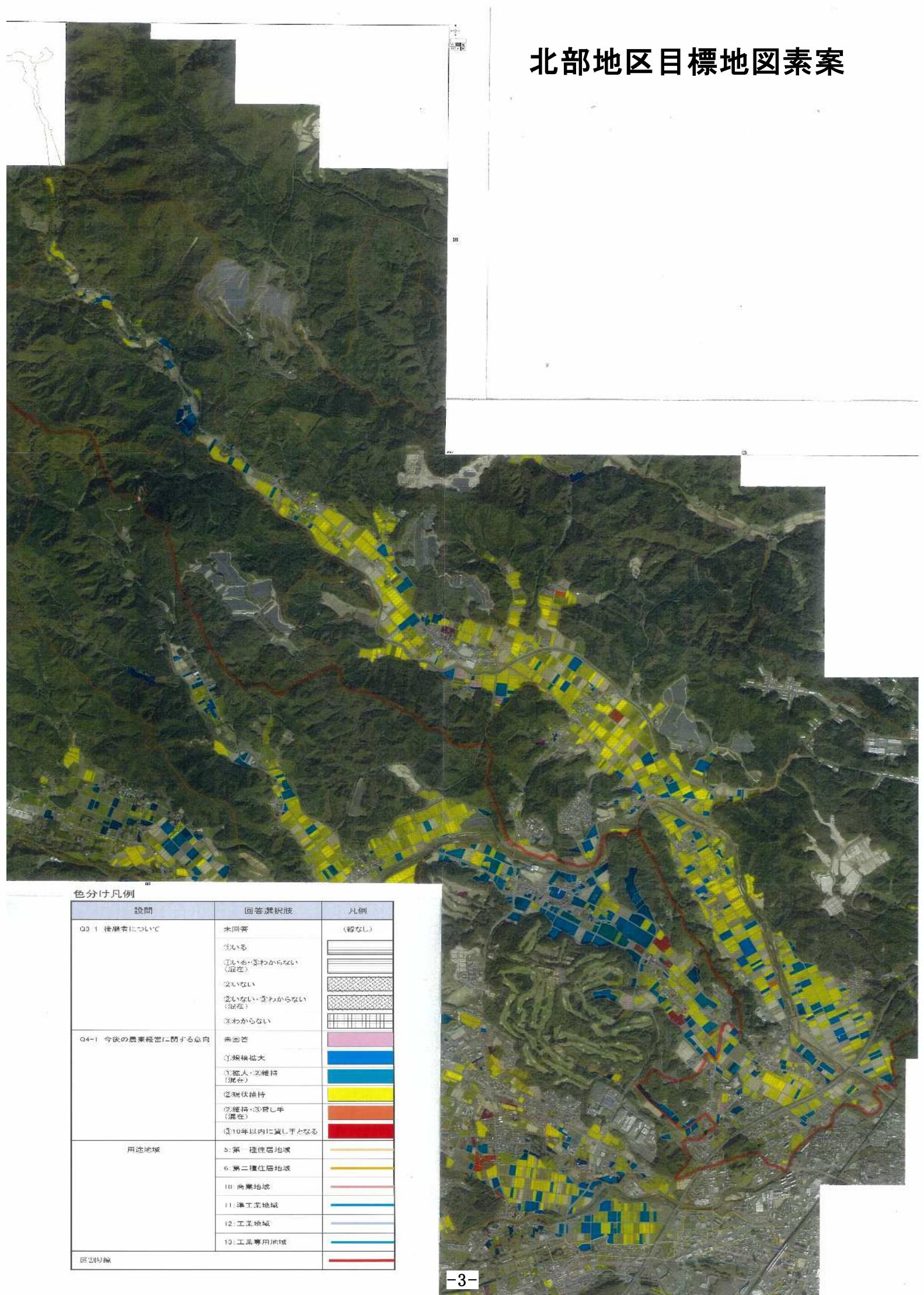
地域計画の原型となる「西郷地区人・農地プラン」では、高齢化や担い手不足が心配される中、地域内の農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（認定農業者・認定新規就農者等）を位置づけ、当該地域における農業のあり方などを明確化し、村内全域を1つの「人・農地プラン」としていました。今後、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されます。農地を利用しやすくするよう、農地の集約化等の取組みを加速化することが喫緊の課題であり、区域の見直し及び農地の出し手、受け手の意向等反映した目標地図を作成するものです。

区域につきましては、村内を「北部」「中部」「南部」の3地域に分け、農業振興地域農用地区域の農地を計画に位置付け、認定農業者及び認定新規就農者を中心に、将来耕作面積を拡大する意向のある農業者等について、地域内の農業を担う者として位置づけます。

区割図



北部地区目標地図要素案



地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	西郷村 7461
地域名 (地域内農業集落名)	北部地域 (虫笠、真名子、上羽太、中久保、下羽太、長坂、柏野、赤渕、米)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	1,856.2 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	1,856.2 ha
② 田の面積	996.8 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	859.4 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	201.7 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	211.7 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するよう努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

西郷村は、福島県中通り地方の最南端、阿武隈川の源流に位置する農業地帯である。地区的基幹産業である農業は、稻作又は畜産を主体とした単一経営が主であったが、近年、高原野菜・施設野菜・花き・稻WCS・大豆・そば・小麦などの栽培を取り入れて、農業経営の改善を図る事例も増えてきている。今後、後継者の不足、高齢化の進展による離農者の増加で、担い手への農地集積が進展していくと予想されるが、特に水稻部門においては、農外収入の多い第2種兼業農家が大半をしめており、農業継続意思も強いため、緩やかに農地集積が図られると予想される。このため、西郷村においては、農地の保全と担い手の育成を図っていく必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・稻作を主要作物としつつ、地域内の畜産農家への飼料供給として稻WCSや青刈りとうもろこしといった飼料作物の作付けを推進し耕畜連携の取り組みを行っていく。また土地利用型作物として大豆、小麦の生産による2年3作の生産に挑戦し、農業を担う者を含めて栽培方法を確立する。また、減農薬、減化学肥料の取り組み等による環境負荷低減に資する取り組みを進めていく。高収益作物(ブロッコリー、きゅうり等)の取り組み拡大を図っていく。
・本村の農業従事者は、年々減少するとともに高齢化が増加している。このような状況を踏まえ、農業がその生産力を充分に發揮し、持続的に発展していくため、本村の農業の中核を担う認定農業者や認定新規就農者、集落営農組織など、意欲ある担い手を確保し、担い手への農地集積を進める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地利用集積を進め、安定的な農業経営の育成を支援していくことが地域農業の活性化と耕作放棄地の発生抑制、解消に繋がることから、農地中間管理機構を十分に活用し、担い手への農地の集積を進める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	46 %	将来の目標とする集積率	80 %

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標
地域の農地を引き受けすることとしている担い手への集積、集約化を進め、団地面積の拡大を図る。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員、農地利用最適化推進委員等と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、農業委員、農地利用最適化推進委員等と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3) 基盤整備事業への取組
傾斜が見込まれる中山間地に位置することから、農地の大区画化等の基盤整備については調査検討が必要。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、村及び県並びにJA等関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
作業の効率化が期待できる防除作業等は、JA等への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①地域と有害鳥獣対策専門員による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
 - ②地域の特産物となるべく水稻について、段階的に減農薬・減肥料農業の推進を図っていく。
 - ③規模拡大に伴う、労働力不足を補うため(ドローンや水管理システムなど)有効活用を図る。
 - ⑦上羽太鶴ほたる、むしかさの里における地域資源の適切な保全管理に向けた計画は別紙のとおり。
 - ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮の上、出荷・調製施設を整備し、農業用施設の集約化を進める。
 - ⑨地域で生産された飼料作物(稻WCS、青刈りとうもろこし)は、一般財団法人西郷村農業公社で調整の上、地域の畜産農家に供給し、供給を受けた畜産農家からの家畜排せつ由来堆肥は、飼料作物栽培に取り組む生産者などに供給する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)			
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示
			ha	ha		ha	ha	
			ha	ha		ha	ha	
			ha	ha		ha	ha	
			ha	ha		ha	ha	
			ha	ha		ha	ha	
			ha	ha		ha	ha	
			ha	ha		ha	ha	
			ha	ha		ha	ha	
			ha	ha		ha	ha	
			ha	ha		ha	ha	
			ha	ha		ha	ha	
			ha	ha		ha	ha	
			ha	ha		ha	ha	
			ha	ha		ha	ha	
			ha	ha		ha	ha	
			ha	ha		ha	ha	
			ha	ha		ha	ha	
			ha	ha		ha	ha	
			ha	ha		ha	ha	
			ha	ha		ha	ha	
計	0経営体		0 ha	0 ha		0 ha	0 ha	

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する
集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は
「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積
を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、
経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努め
てください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1		ラジコンヘリ防除	水稻
2		飼料作物収穫	稻WCS、青刈りとうもろこし
3		ドローン防除	水稻
4		飼料作物販売調整	稻WCS、青刈りとうもろこし

6 目標地図(別添のとおり)

- 7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)
-------------	---------------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

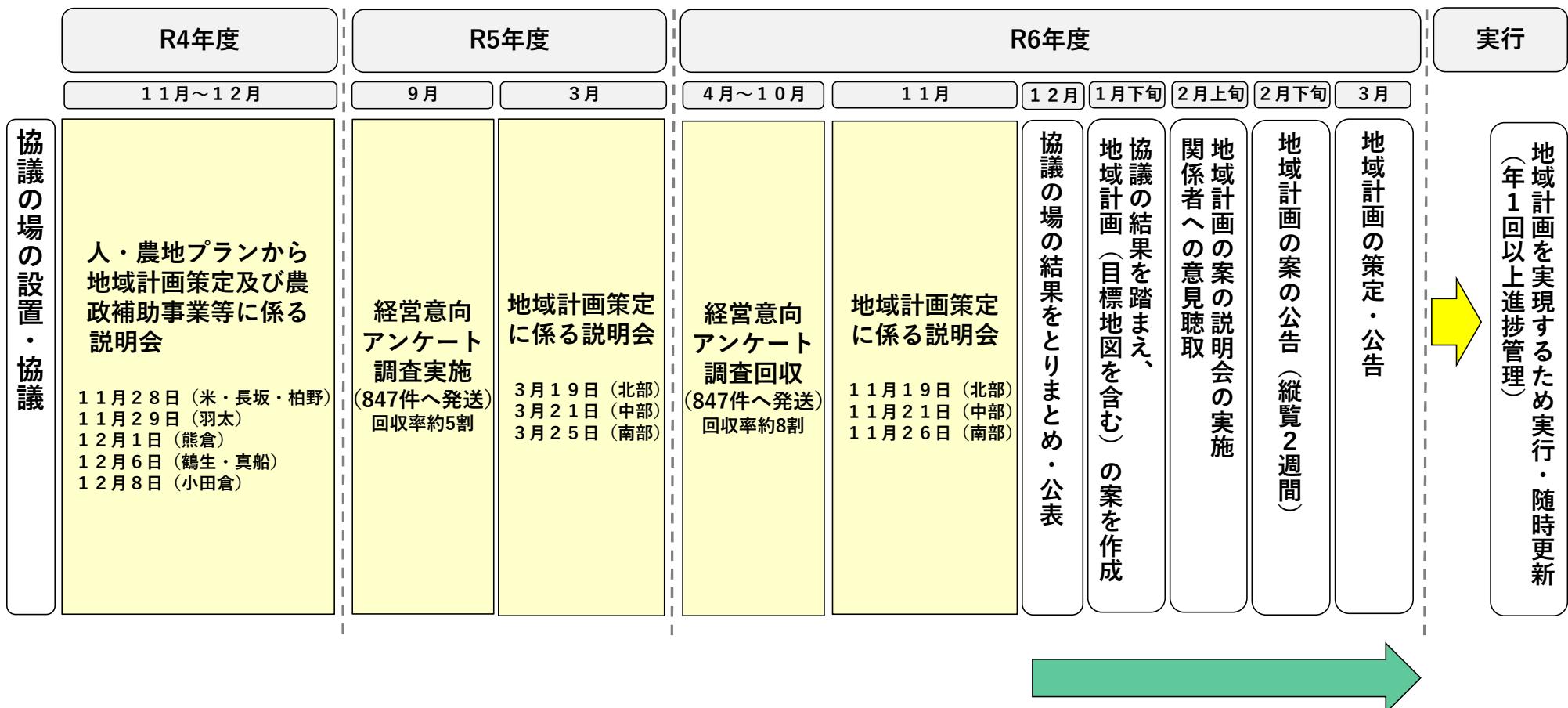
また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図上 の表示	備考
1	認農	水稻・野菜	6.6 ha	ha	水稻	7.3 ha	ha		
2	認農	水稻	5.1 ha	ha	水稻	6 ha	ha		
3	認農	水稻	2.3 ha	ha	水稻	2.3 ha	ha		
4	認農	水稻・野菜	5 ha	ha	水稻・野菜	7 ha	ha		
5	認農・法	水稻	18.4 ha	ha	水稻	18.4 ha	ha		
6	認農	水稻	11.6 ha	ha	水稻・野菜	13 ha	ha		
7	利用者	水稻	1.7 ha	ha	水稻	3 ha	ha		
8	認農	水稻	5 ha	ha	水稻	5 ha	ha		
9	認農	水稻	2 ha	ha	水稻	5 ha	ha		
10	認農	水稻・肉用牛繁	9 ha	ha	水稻・肉用牛繁	9 ha	ha		
11	認農	水稻	3.2 ha	ha	水稻	3.2 ha	ha		
12	認農	水稻	9.8 ha	ha	水稻	10.5 ha	ha		
13	認農	水稻	4.1 ha	ha	水稻	6 ha	ha		
14	認農・法	水稻	12.9 ha	ha	水稻	15 ha	ha		
15	認農	水稻	4.4 ha	ha	水稻	4.4 ha	ha		
16	認農	水稻・大豆	11.3 ha	ha	水稻・野菜	8 ha	ha		
17	認農	水稻・野菜	6.7 ha	ha	水稻・野菜	7 ha	ha		
18	認就	水稻・野菜	5.4 ha	ha	水稻・野菜	10.8 ha	ha		
19	認農	養豚	0 ha	ha	養豚	0 ha	ha		
20	認就	水稻・野菜	6.1 ha	ha	水稻・野菜	17.9 ha	ha		
21	認農	水稻	5.1 ha	ha	水稻	5.1 ha	ha		
22	認農	水稻	9.4 ha	ha	水稻	14.4 ha	ha		
23	認農	水稻	1.7 ha	ha	水稻	1.7 ha	ha		
24	認農	水稻	1.7 ha	ha	水稻	4 ha	ha		
25	認農	水稻	7.6 ha	ha	水稻	7.6 ha	ha		
26	集	水稻	15.2 ha	ha	水稻	18 ha	ha		
27	認農	水稻・野菜	9 ha	ha	水稻・野菜	2 ha	ha		
28	認就	水稻・野菜	2.5 ha	ha	水稻・野菜	14 ha	ha		
29	認農	水稻	6.9 ha	ha	水稻	6.9 ha	ha		
30	認農	水稻	3.2 ha	ha	水稻	5 ha	ha		
31	認就	野菜	0.1 ha	ha	水稻・野菜	2.3 ha	ha		
32	認農	水稻	3 ha	ha	水稻	3 ha	ha		
33	認農	水稻	2.5 ha	ha	水稻	2.5 ha	ha		
34	認農	水稻	1.2 ha	ha	水稻	1.2 ha	ha		
35	認農	水稻	1.9 ha	ha	水稻	2.2 ha	ha		
36	認就	水稻	2.4 ha	ha	水稻	5 ha	ha		
37	認農	水稻	4.1 ha	ha	水稻	6 ha	ha		
38	認農	水稻	2.1 ha	ha	水稻	2.4 ha	ha		
39	認農	水稻・野菜	3.9 ha	ha	野菜	1.5 ha	ha		
40	認農	水稻	1.3 ha	ha	水稻	5 ha	ha		
41	認農	水稻	5.6 ha	ha	水稻	5.6 ha	ha		
42	認農	水稻・野菜	1.7 ha	ha	水稻	4.7 ha	ha		
43	認就	水稻・野菜	9.4 ha	ha	水稻・野菜	9.4 ha	ha		
44	認就	野菜	0.5 ha	ha	野菜	1 ha	ha		
45	認農	水稻・飼料作物	11.2 ha	ha	水稻・飼料作物	11.2 ha	ha		
46	認農	水稻	3.3 ha	ha	水稻	6 ha	ha		
47	合計		247.1 ha	ha		306.5 ha	ha		
48			ha	ha		ha	ha		
49			ha	ha		ha	ha		
50			ha	ha		ha	ha		
51			ha	ha		ha	ha		
52			ha	ha		ha	ha		
53			ha	ha		ha	ha		
54			ha	ha		ha	ha		
55			ha	ha		ha	ha		
56			ha	ha		ha	ha		
57			ha	ha		ha	ha		
58			ha	ha		ha	ha		
59			ha	ha		ha	ha		
60			ha	ha		ha	ha		
61			ha	ha		ha	ha		
62			ha	ha		ha	ha		
63			ha	ha		ha	ha		

今後のスケジュール



農業者の皆様へ

農地の貸し借りは、令和7年4月から、原則として 農地バンク 経由になります！

(福島県農業振興公社)

〈現行〉

相対の農地の貸借（※1）

令和7年3月までに決定されたものであれば、4月以降もその終期が来るまでは有効となる



〈令和7年4月以降〉

目標地図（※2）の実現に向けた農地バンクによる農地の貸借

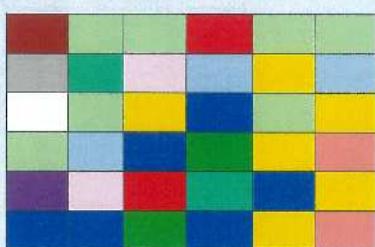


(福島県農業振興公社)

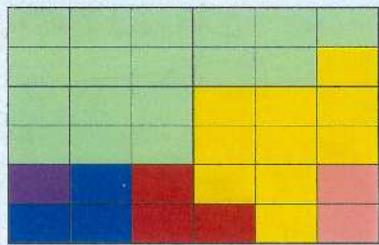
※1 市町村が作成する農用地利用集積計画

※2 目標地図：市町村の作成する地域計画において、農地一筆ごとに将来、誰が耕作するのかを示した、地域農業の未来設計図。隨時更新が可能。

それぞれの農地がバラバラに混在…



農業者ごとにまとめて使いやすく！



農地の貸し借りは農地バンクを経由した方法に一本化し、農地バンクが分散した農地をまとめて借り受け、必要に応じて整備した上で、農地の受け手が使いやすい形で農地を貸し付けていきます！

農地の貸し借りは
農地バンクへ

農林水産省

農地バンク活用には ＼各種メリットがあります！／



貸し手のメリット

- 賃料は農地バンクから確実に振り込まれる
- 貸した農地は、貸付期間終了後、返却されるので安心
- 農地バンクに貸し付けた農地について、税制優遇が受けられる

借り手のメリット

- まとまった農地を長期間、安定的に借受できる
- 複数所有者から農地を借りる場合であっても、賃料支払や契約事務について、農地バンクが契約を一本にまとめてくれる
- 貸し手の相続時の対応は、農地バンクが行ってくれる

地域のメリット

- 機構集積協力金が交付される（使い道は地域で自由に決定）
- 農家負担ゼロの条件整備が受けられる

* 農地バンク制度の詳細は、農林水産省HPをご利用ください！

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/nouchibank.html>

検索



農地バンクを活用した農地の貸し借りの
ご相談は西郷村産業振興課まで！



〈権利設定のイメージ〉



〈福島県農業振興公社〉

お問い合わせ先

西郷村産業振興課
西郷村農業委員会

電話番号：0248-25-1116
電話番号：0248-25-2946

農林水産省